

## 第10回 厚生科学審議会生活環境水道部会開催【厚生労働省】

第10回 厚生科学審議会生活環境水道部会が4月19日、原子力発電事故に伴う水道水中の放射性物質（RI）に関する取り組みや今後の課題を審議し、水道水におけるRI対策検討会（座長：真柄泰基）を設置することを了承した。

記事内容は以下の通り。

また、審議会の配布資料は厚労省HP (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001dbdt.html>) に載っているので、を参照されたい。

◆水道産業新聞 4月21日（木）付

# 放射性物質対策で検討会

厚生科学審議会生活環境水道部会が了承

中長期的取組などテーマに

厚生労働省健康局水道課は19日、厚生科学審議会生活環境水道部会（部会長：大垣眞一郎・国立環境研究所理事長）を金融庁会議室で開き、原子力発電所の事故に伴う水道水中の放射性物質に関する取組や今後の課題・検討体制について審議した。今後の検討体制では、健康局長の私的諮問機関

として「水道水における放射性物質対策検討会」を設置することを了承した。25日に初会合を開く予定。

▽モニタリング結果を踏まえた中長期的な取組の課題について検討する。検討会での検討内容は生活環境水道部会に報告し審議する。

メンバーは、水道や放射性物質、環境中の物質の挙動などの専門家で構成する。▽浅見真理・国立保健医療科学院生活環

境研究部水管理研究分野  
上席主任研究官▽大原利眞・国立環境研究所アジ  
ア自然共生研究グループ  
広域大気モデリング研究  
室長▽櫻田尚樹・国立保  
健医療科学院生活環境研  
究部長▽朝長万左男・日  
本赤十字社長崎原爆病院  
長▽古米弘明・東京大学  
大学院工学系研究科教授  
▽眞柄泰基・トキワ松学  
園理事長▽榎本和義・高  
エネルギー加速器研究機  
構放射線科学センター放  
射線管理室長▽森口祐一  
・東京大学大学院工学系  
研究科教授―を予定して  
いる。

# 水道水への不安感払拭へ

## 放射性物質への対策検証

厚生審・生活環境水道部会 摂取制限、低減策など

厚生労働省は19日、厚生科学審議会生活環境水道部会(部会長・大垣貞一、郎国立環境研究所理事長)の第10回会合を開き、水道水中の放射性物質に関する検討体制を審議した。健康局長の私的諮問機関として、「水道水における放射性物質対策検討会(仮称)」を設置し、放射性物質の影響メカニズム、摂取制限の要請や解除に関する考え方、水道水中の放射性物質の低減方策などを検討する。今後、4月に通知した放射性物質のモニタリング方針に基づき蓄積された結果を踏まえ、モニタリング手法自体も含めた中長期的な取り組みも審議される見込み。議事では、原水など環境中の調査結果を含めた検討が必要など意見が出された。

放射性物質の検査は現在、政府の原子力災害現地対策本部、文部科学省、地方公共団体・事業者が実施。水

道水の摂取制限を行ったのは、4月1日までにほとんどは福島県内の簡水1カ所、乳児の摂取制限を行ったのは5都県内の20事業者など

で、4月1日までにほとんどは福島県内の簡水1カ所、乳児の摂取制限を行ったのは5都県内の20事業者など

部は指し示す摂取制限が要請される仕組みだが、今回は厚生労働省が関係自治体などから情報を集約、摂取制

限や広報の要請を行う体制を整えている。4日には現行の指標を維持することやモニタリング方針を通知、地方公共団体向けにQ&A(別掲)を作成している。議事ではこれまでの取り組みを説明、「水道水における放射性物質対策検討会(仮称)」の設置を了承した。放射性物質の影響メカニズム、摂取制限の要請や

厚労省水道課は19日、地方公共団体向けに放射性物質のモニタリングについてQ&A(暫定版)を表した。質問項目は次の27項目。

厚労省水道課は19日、地方公共団体向けに放射性物質のモニタリングについてQ&A(暫定版)を表した。質問項目は次の27項目。

も検査を実施すべきではないか。地方公共団体を検査対応の拠点とした理由。掘点となる検査機関において水道水専用の検査機器の整備をどのように進めていくのか。ウランやプルトニウムは検査対象としないのか。検査頻度を1週間に1回以上とした理由は何か。放射

したら良いか。摂取制限の要請、解除に関する期間を3日間と設定した理由。これまで、1回の測定結果で評価を行ったのは抽選ではないか。摂取制限の実施において、1回の評価結果で摂取制限の実施を行う場合の前提となる「著しく高い値の数値」とはどのようなレベルか。食品と異なり、3日間の平均を評価に用いている理由は何か。解除の日数は、恒久的なものか。

【水道水における放射性物質対策検討会(仮称)】メンバー案(50音順)▽浅見貞理(国立保健医療科学院生活環境研究部水管理研究分野上席主任研究官)▽大原利貞(国立環境研究所アジ

### 放射性物質モニタリングQ&A

【指標等関係】水道水の指標等を現状維持とすることとした理由は何か。これだけ長期間広域にわたる監視が必要なのであれば、水道法に基づき水質基準を設定すべきではないか。指標等付近のレベルの水道水を長期間飲んで安全と言えるのか。

【モニタリングの方針関係】重点モニタリングの対象地域を福島県およびその近隣の地域とした理由は何か。地方公共団体に要請するだけでなく、

せか。蛇口の水と浄水場の水どちらの検査を優先すべきか。安全のため、蛇口の水と浄水場の水の両方を測るべきではないか。深井戸など地下水を水源とする水道事業まで検査する必要はないのか。水道水中の放射性物質の測定については、どういった検出器を用いればよ

【今後課題】モニタリング実施体制はいつ頃整備していくのか。水道水の摂取制限、解除の考え方を改めて検討するのはいづれか。水道水中の放射性物質の測定については、どういった検出器を用いればよ

【今後課題】モニタリング実施体制はいつ頃整備していくのか。水道水の摂取制限、解除の考え方を改めて検討するのはいづれか。水道水中の放射性物質の測定については、どういった検出器を用いればよ

【モニタリングの方針関係】重点モニタリングの対象地域を福島県およびその近隣の地域とした理由は何か。地方公共団体に要請するだけでなく、

【モニタリングの方針関係】重点モニタリングの対象地域を福島県およびその近隣の地域とした理由は何か。地方公共団体に要請するだけでなく、

【モニタリングの方針関係】重点モニタリングの対象地域を福島県およびその近隣の地域とした理由は何か。地方公共団体に要請するだけでなく、

【モニタリングの方針関係】重点モニタリングの対象地域を福島県およびその近隣の地域とした理由は何か。地方公共団体に要請するだけでなく、

【モニタリングの方針関係】重点モニタリングの対象地域を福島県およびその近隣の地域とした理由は何か。地方公共団体に要請するだけでなく、

ア自然共生研究グループ 大城大気モニタリング研究室長  
▽榎田尚樹(国立保健医療科学院生活環境部長)▽朝長方左男(日本赤十字社社長崎原爆病院長)▽古米弘明(東京大学大学院工学系研究科教授)  
▽眞柄泰基(キヨ松学園理事長)▽榎本和義(高エネルギー加速器研究機構放射線科学センター放射線管理室室長)▽森口祐(東京大学大学院工学系研究科教授)